

第9回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会議事録

平成24年4月16日（月）

別館3階 第3会議室

委員長： 只今より、第9回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会を開催させていただきます。

この4月より私、委員長という役目を仰せつかっております。どうぞ委員の皆さまご協力、ご指導の程をよろしく願いいたします。

それでは、本日は前回までにまとめております、「自治基本条例素案」を各会派の議員の皆さまにご確認いただきましたので、その意見につきまして事務局より報告いたします。

その前に、新しい委員の皆さまが何名かおられます。新しい委員の皆さまには、前委員からの引き継ぎがあったものとして進めさせていただきますが、不明な点がございましたらどうぞ何なりとご質問いただければと思います。

それでは、案件1でございます。「自治基本条例素案」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： それでは、説明に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の次第、そして資料1（仮称）門真市自治基本条例素案に対する議会意見一覧、資料2 門真市自治基本条例素案。以上3点、お手元にごございますでしょうか。

不足がある場合、事務局の方までお知らせいただきますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、早速ではございますけれども、議員の皆さまからいただいたご意見について、ご説明させていただきたいと思っております。

着座にてご説明させていただきます。

資料1の門真市自治基本条例素案に対する議会意見一覧をご覧ください。全てで59項目の意見がございました。そのうち条例に関する分としまして41項目ございました。まず、順番に1番から読み上げさせていただきますと思います。

1 番、前文の 1 ページ 2 行目にあたる部分ですが、「縄文時代の土器や弥生時代の銅鐸が発見されるなど」の表現は必要なのか。こういったご意見がございました。

続きまして 2 番、前文 1 ページの 1 2 行目、「平和憲法の制定や核兵器の廃絶に歴史的活躍をした人々をはじめ」を入れるなら門真市の名誉市民である松下幸之助氏のことについても、記述があっても良いのではないかと。

3 番、前文 1 ページ 1 2 行目及び前文説明 3 ページ 1 行目、条例の説明に「幣原喜重郎」や「安井郁」といった個人名を記述する必要はないと思う。また幣原喜重郎は前文に記述したら良いのではないかと。

4 番、前文 1 ページ 1 1 行目、「義民」という言葉が「条例文にはふさわしくない」という理由で削られたのは納得ができません。

5 番、前文 1 ページ 1 6 行目、「平成 1 2 年 4 月に、わが国は地方分権の夜明けを迎え、」とあるが、何が夜明けを迎えたのか記載した方が良いのではないかと。

6 番、前文 2 ページ 2 行目、「所得格差など」という記述があるが、本条例制定で「所得格差」を解決できるわけではないので、不要ではないかと。

7 番、前文 2 ページ 3 行目、「品格があり」という表現が新たに加えられているが、必要なのか。

8 番、前文 2 ページ 7 行目、「ありがたいの気持ちと奉仕の精神」とあるが、違和感がある。特に「奉仕の精神」は現在、あまり使われていない表現であり、この条例には似つかわしくない。

9 番、前文 2 ページ 7 行目、「楠が大空に向かって高くそびえるその姿のように」という記述があるが「楠」が何を示しているのか分かりにくいので、「薫蓋樟」と明記した方が良いのではないかと。

1 0 番、前文 2 ページ 1 2 行目、「総合計画等の計画がめざす姿」と表記されているが、「総合計画等がめざす姿」で良いのではないかと。

1 1 番、前文全体の 1 ページ 2 ページに係る部分です。前文が長すぎるので、簡潔な前文にして、後書きで細かいことを書く方法をとれないのか。

1 2 番、これも前文全体に係る部分です。「非核平和都市宣

言」は全国ではありきたりなものではないので、本市が誇るべきものとして前文の中に加えるべきだと思う。

13番、第1条、「市民福祉の向上」は「市民福祉の増進」が良いのではないか。

14番、第2条第3号、用語の定義において、「(3)議会」の説明の中で、議会と市民の関わり方を明記した方が良いと思う。

15番、第2条第4号、「市長、教育委員会…」とあるが、第12条で職員のことを記述するなら、ここで職員の位置付けを明記した方が良いのではないか。

16番、第4条の見出し、「(最高規範性)」としているが、ここまでの表現にする必要があるのか。

17番、第4条の見出し、「(最高規範性)」としているが、現在ある条例との整合性はどのようになるのか。

18番、第4条の見出し、「(最高規範性)」としているが、「市民憲章」との位置付けの違いを明確にしなくて良いのか。

19番、第5条第2号、「市民、議会及び市役所は、市や地域に関わる情報の収集に努め、主体的に関わることを原則とします。」とあるが、市役所がすべきことなので、「及び市役所」を記述しなくても良いのではないか。

20番、第5条第3号、「市民、議会及び市役所は、対等の立場で…」と記述されているが、議会が市民の代表者であることが見えにくい表現と思う。

21番、第5条第3号、「特長」と表記されているが、文言としてこの漢字の使用で良いのか。

22番、第6条見出し、「(総合計画)」とあるが、なぜ示しているのか。

23番、第6条第3項、「議会は、総合計画の実現に向け、市政運営の監視及び協力等に努めます。」とあるが、これが議会の仕事なので、「努めます」という表現は弱い気がする。

24番、第7条第1項、「モラル(道徳)」と表現しているが、「市民道徳」という表現はどうか。

25番、第7条第1項「自助努力」とあるが、市民が自律するというような趣旨は分からなくもないが、自己責任等と同じような表現に感じる。市の条例であることを考えると、マイノリティへの配慮に欠ける表現のように感じる。

26番、第7条第1項、「人権」や「差別」といった表現が、

前文の説明に1カ所のみである。もう少し「人権」という表現が必要と考える。

27番、第7条第4項、1.第4項で「国際化」に触れてはどうか。2.「門真の歴史や文化を学び」は市民に学ぶことを押し付けている感じがする。「親しみ」のような表現が良いのではないか。3.第4項は他の項に比べ、狭い内容になっていると感じる。

28番、第9条第10条、議員の役割の中で、「市役所を監視する機関の一員として」と表記するのであれば、議会の役割に「市役所を監視する機関」という位置付けが必要ではないか。

29番、第9条、第9条第1項を「議会は、市政の審議・議決機関であることの責任を常に認識して意思決定に臨むとともに行政活動が常に民主的で効率的に行われているかを調査・監視し、改善を求め活動します。」という表記にしてはどうか。

30番、第9条、第9条に第3項を加え、「議会は、市民への積極的な情報の発信を行う等、開かれた議会運営を行い、各議員の対等平等の原則に立った民主的運営に努めます。」という表記にしてはどうか。

31番、第9条、第9条に第4項を加え、「議会は「良識の府」、「言論の府」であることを強く自覚して自己改革に努めます。」という表記にしてはどうか。

32番、第9条説明、「市民に開かれた議会、市民常識に沿って民主的に運営される議会を目指し、市民を起点とした政策議論がおこなわれるよう規定することとしました。」という表記にしてはどうか。

33番、第10条、「市役所の公正な職務の執行の充実強化に努めます。」とあるが、意味が分かりにくい表現になっていると思う。

34番、第10条、第10条第2項を加え、「議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます。」という表記にしてはどうか。

35番、第10条、第10条第3項を加え、「議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、討議の活性化に努めます。」という表記にしてはどうか。

36番、第10条説明、「特定の地区や一部の住民グループをはじめ」は不要ではないか。

37番、第10条説明、「二元代表制の一方の雄」という表現は良いのか。

38番、第10条説明、「そのためには議員としての資質を高める努力も必要とされます。」という表現を加えてはどうか。

39番、第12条の見出し、「職員」の定義がされていないのに、ここで「職員」という記述が出てくるとは違和感がある。

40番、第13条、「広域行政」と章立てしているが、国や他の自治体等との連携に留まる表記になっており、「広域行政」とは意味合いが違うのではないか。

41番、第14条第2項、「市民、議会及び市役所は、相互の役割を尊重し、目的を共有するとともに、企画、実施、評価及び改善の一連の政策過程において、協働関係を構築していきます。」とあるが、市民は議会にどう関わるのか。

42番、第15条、「(地域自治の推進)」と記述されているが、そのための市役所の支援について触れられていない。地域自治の推進には市役所の支援が必要であると思う。

43番、第16条、地域会議は必要なのか。どのような経緯でこの条文が含まれたのか。具体的な中身はどのようなものになるのか。

44番、第16条、地域会議の代表者は、地域をまとめる役割を持つのではないか。議員は、市役所のチェック機能に特化されるのではないか。

45番、第16条、校区門真まつりのように、地域で取り組み内容に格差が生じるのではないか。

46番、第16条、地域会議の構成員はどのようなものか。条例が想定する地域会議本来の役割を果たすことが困難な状況になった場合に、どのように対処するのか。

47番、第17条説明、「門真の17条憲法」と説明されているが、この表現でよいのか。

48番、第17条、門真市自治基本条例推進委員会の構成員などはどのようなものか。

49番、全体、なぜ、自治基本条例が必要なのか。市民から必要との意見はあったのか。条例制定によりどのようなこ

とがおこりうるのか。

50番、原案は言い切り表現が多いが、素案は柔らかい表現になっている。それは良いのか。

51番、罰則規定がないとはいえ、憲法を謳っている以上、条例に反することはできないのではないか。例えば、議会への参加・参画について、市民が委員会での発言を求めた場合に、どのような措置をとるのか。

52番、条例の市民には、反社会的な人も含まれるのか。

53番、条例でNPOのことに言及しなくて良いのか。

54番、条例の耐用年数をどの程度と考えているのか。時代が変われば、施策の優先順位も変わってくるのではないか。

55番、自治基本条例に対し、興味がある市民がいるものの、多くの市民は興味が無い。制定するだけでなく、自治基本条例に対する市民の認識の違いを埋めることが必要。

56番、市民に報告するには準備不足で、議会、市民への条例の更なる周知が必要と思う。

57番、条例に拘束力がないのはいかがなものかと思う。

58番、他の条例制定などについても、今回の「自治基本条例制定」に向けた議会説明と同様に、丁寧な説明をする必要があると思う。

59番、議会特有の権能に対する行政側の保証措置や、有権者市民の負託を受けた＝選挙で選ばれた議員とそれによって構成される議会での行政の施策や計画がきちんと審議されるための保証措置がほとんど考えられていないし、言及もされていない。

以上が議会の議員の皆さまに、聞き取りをさせていただきました条例に対する意見の一覧でございます。以上の議会意見に基づきましてご議論の方、お願いしたいと思っております。

事務局からは以上です。

委員長： 有難うございました。議会の方からの質問を一括して陳述していただきました。この関係でご意見求めていくということによろしいですか。

そうしたらご意見といいますか、この議会からの意見を聞きまして、どう感じたか、ここはどうかなど、そういう意見をお聞きすればいいわけですか。

事務局の方、意見聞く前の整理だけお願いします。

事務局：　　今、私どもの方でご説明させていただきましたけれども、その内容について、ご不明な点、確認しておきたい点などがございましたら少しこの場でご意見をちょうだいできればと思っております。

委員長：　　有難うございました。事務局の方から意見につきましたの説明がございました。何かご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。
どのようなご質問でも結構でございます。
よろしいでしょうか。はいどうぞ。

委員：　　この議会意見一覧は、各個々の議員さんが議会で取りまとめて議会意見とされたのか、あるいは、個別で議員さん一人一人が意見書を出して集合したのがこれなのか。
これについて事務局どうですか。

事務局：　　恐れ入ります。最初にそのご説明が抜けておりまして大変申し訳ございません。
2月に私どもの方で、各会派にそれまでまとまりました条例素案のご説明に上がらしていただきまして、議会終了後、つい先日まででございますが、各会派に意見を聞かせていただきましてまとめさせていただきましたものがこちらのものでございます。
以上でございます。

委員長：　　よろしいでしょうか。
今のところ、手も何も入れずにそのままの意見がここに挙がってきておるということでよろしいですか。
各会派なり、各議員さんからのご意見をここに掲載していたということでもよろしいでしょうか。はいどうぞ。

事務局：　　お聞きいたしました意見を、そのままこちらの方には一覧にさせていただきました。
お聞きになってお感じになられたところもあろうかと存じますが、条文に直接的に関わるご意見であったり、また、条文には直接関わりませんが、この自治基本条例のその精神と

か今後の運用とかそういうことに対しても含めてご意見をいただいたというところでございます。

委員長： 有難うございました。
他にご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

私の方から最初に申し上げましたとおり、新年度の第1回目ということでございます。新委員の皆さまも何名かいらっしゃいます。その辺の引き継ぎですが、十分になされておることを前提という形を言いましたが、今後もう一度読み直していただいて、この条例案そのものを認識していただくという形をとっていただきたいと思いますと考えております。

質問等どうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今回いただきました意見をもとに、事務局にて再度調整をさせていただき、次回の条例制定検討委員会においてご報告をいただくということでよろしいでしょうか。

有難うございます。それでは、今後の予定について事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、次回の条例制定検討委員会の日程についてご案内させていただきたいと思っております。

5月1日火曜日、午後2時から場所は今回と同じ別館第3会議室で第10回条例制定検討委員会を開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

委員長： スケジュール等の説明ございました。
何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして本日の委員会、閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。